

契約後 V E 提案方式試行要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、小坂町が発注する建設工事について、契約後 V E 提案方式（以下「契約後 V E」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において契約後 V E とは、建設工事の契約後に、受注者から、発注者が設計図書等に指定した施工方法等（以下「標準案」という。）に対し、コスト縮減が可能となる施工方法に関する技術提案（以下「V E 提案」という。）を受け付け、発注者の審査で承認された場合、その V E 提案を基に工事の施工等を行う方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 契約後 V E の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、民間における技術開発の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有するもので、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できるものとする。なお、対象とされた工事については、契約後 V E 方式である旨を契約書で明記するものとし、追加すべき項目の記載例を別紙に示すものとする。

(工事の選定等)

第 4 条 工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、指名審査会が行うものとする。この場合において、契約担当者は、あらかじめ技術提案を求める範囲に関して、小坂町技術評価委員会（以下「技術評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(対象工事に係る周知)

第 5 条 発注する工事が契約後 V E の対象工事であることについての周知は、入札説明書等に次の事項を明示することにより行うものとする。

- (1) 当該入札説明書等に係る工事が、契約後 V E の対象工事であること。
- (2) 契約後に、標準案に対し、それと異なる施工方法等に関して V E 提案を受け付けること。
- (3) 審査の結果、V E 提案が採用されない場合があること。
- (4) V E 提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。
- (5) 発注者が V E 提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った契約者の責任が軽減されるものではないこと。

(V E 提案書の提出)

第 6 条 契約者が V E 提案を行う場合は、その内容を明示した契約後 V E 提案書（様式第 1 号から第 4 号）を提出するものとする。

2 契約後 V E 提案書の提出期限は、原則として契約締結の日から当該提案に係る部分の工事に着手する 30 日前までとし、工期設定において 15 日間以上の提案準備期間が確保されるよう配慮するものとする。

3 契約後 V E 提案書を提出する回数は原則として 1 回とするが、工事の実状に照らし適宜提出できるものとする。

4 提出された V E 提案書は、次により取り扱うものとする。

- (1) VE 提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (2) VE 提案書の返却及び公表は行わないものとする。
 - (3) VE 提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。
- (提案の審査等)

第7条 VE 提案の審査及び採否の決定は、契約担当者が行うものとする。この場合において、契約担当者は、あらかじめ VE 提案の評価に関して、技術評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 審査にあたっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性を評価するものとし、必要に応じて、受注者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。
- (提案の採否の通知等)

第8条 契約担当者は、VE 提案の採否について、VE 提案採否通知書（様式第5号）により、VE 提案書の受領後14日以内に通知するものとする。ただし、契約者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2 契約担当者は、VE 提案が適正と認められなかった場合において、その採用しない理由を付記して通知するものとする。
- (設計変更等)

第9条 VE 提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、契約担当者は設計図書の変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、契約担当者は必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3 前項の規定による請負代金の変更は、VE 提案により請負金額が低減すると見込まれる金額の10分の5に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4 VE 提案が適正と認められた後、契約事項第18条の条件変更が生じた場合、VE 管理費については、原則として変更しないものとする。また、契約担当者は、VE 提案が採用された後、契約事項第18条の条件変更が生じた場合、契約者に対して VE 提案に対する変更提案を求めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第48号）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(様式第1号)

契 約 後 V E 提 案 書

年 月 日

小坂町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

契約事項第19条の2に基づきVE提案書を提出します。

工事番号		連絡者	氏名	
工事名			TEL	
			FAX	
VE提案の概要				
番号	項目内容			概算低減額：千円
概算低減額合計				
VE提案の詳細 (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比等(様式第2号) (2) VE提案等による概算低減額及び算出根拠(様式第3号) (3) その他詳細資料及び図面				

【記載上の注意】記入欄が不足する場合には、(様式第1号-2)のように追記してください。

(注) 概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比	
[現 状] . . . 略図等	[改善案] . . . 略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料、仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

番号		項目内容	
----	--	------	--

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[現状] (単位：千円)						[改善案] (単位：千円)						摘要
名称	規格	単位	数量	単価	金額	名称	規格	単位	数量	単価	金額	

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

(2) VE提案が採用された場合に留意すべき事項

(3) その他

